

2021年 特訓問題集 2 中小企業施策 【改正表】

法令改正等により、標記書籍に掲載されている内容に変更・追加・削除項目がございます。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。（下線部が変更点です）。

1. 重要法令編

1. p.7 第6問 中小企業等経営強化法①

改正前	改正後
<p>●目的（第一条） この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の①及び中小企業等の②の支援並びに中小企業の③の支援を行うこと等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>●目的（第一条） この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の①及び中小企業等の②の支援、<u>中小企業の先端設備等導入の支援</u>並びに中小企業の③の支援を行うこと等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

2. p.9 第8問 中小企業等経営強化法③

改正前	改正後
●定義（第二条 <u>第十一項</u> ）	●定義（第二条 <u>第十項</u> ）

3. p.10 第9問 中小企業等経営強化法④

改正前	改正後
●事業継続力強化計画作成指針（ <u>第四十九条</u> 第一項）	●事業継続力強化計画作成指針（ <u>第五十五条</u> 第一項）
●事業継続力強化計画の認定（ <u>第五十条</u> 第一項）	●事業継続力強化計画の認定（ <u>第五十六条</u> 第一項）

4. p.12、13 第11問 生産性向上特別措置法

改正前	改正後
問題・解答・解説 全て	削除

2. 頻出基本編

1. p.22、23 第2問 経営革新

改正前	改正後
●穴埋め問題編 ●択一問題編	※改正の内容については、差替問題をご確認ください。

2. p.40 第11問 事業承継支援

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編</p> <p>問題</p> <p>(2) 中小企業の事業引継ぎ支援体制の整備 産業競争力強化法に基づき 47 都道府県に設置されている認定支援機関において、M&A等を取り扱う「事業引継ぎ ⑤」を設置している。</p> <p>また、事業引継ぎ支援センターでは、個人事業主等と起業家をマッチングする後継者 ⑥ を設置している。</p> <p>解説</p> <p>(2) 後継者不在等の問題を抱える中小企業の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るため、各都道府県に設置している「事業引継ぎ支援センター」において、課題解決に向けた適切な助言、情報提供、マッチング支援等をワンストップで行っている。</p>	<p>●穴埋め問題編</p> <p>問題</p> <p>(2) 中小企業の事業引継ぎ支援体制の整備 産業競争力強化法に基づき 47 都道府県に設置されている認定支援機関において、M&A等を取り扱う「<u>事業承継・引継ぎ</u> ⑤」を設置している。</p> <p>また、<u>事業承継・引継ぎ</u>支援センターでは、個人事業主等と起業家をマッチングする後継者 ⑥ を設置している。</p> <p>解説</p> <p>(2) 後継者不在等の問題を抱える中小企業の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るため、各都道府県に設置している「<u>事業承継・引継ぎ</u>支援センター」において、課題解決に向けた適切な助言、情報提供、マッチング支援等をワンストップで行っている。</p>

3. p.42、43 第12問 中小企業関連税制①

改正前	改正後
●択一問題編 問題・解答・解説 全て	削除

4. p. 45 第 13 問 中小企業関連税制②

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編</p> <p>解説</p> <p>また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となる。投資した年に受けられる措置は、優遇措置 A（ベンチャー企業への投資額-2,000 円を、その年の総所得金額から控除）と優遇措置 B（ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除）のいずれかを選択することができる。そのうち、優遇措置 A は、創業（設立）<u>3 年</u>未満のベンチャー企業が対象である。</p>	<p>●穴埋め問題編</p> <p>解説</p> <p>また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資についても本税制の対象となる。投資した年に受けられる措置は、優遇措置 A（ベンチャー企業への投資額-2,000 円を、その年の総所得金額から控除）と優遇措置 B（ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除）のいずれかを選択することができる。そのうち、優遇措置 A は、創業（設立）<u>5 年</u>未満のベンチャー企業が対象である。</p>

5. p. 54、55 第 18 問 JAPAN ブランド育成支援等事業

改正前	改正後
問題・解答・解説 全て	削除

3. 重要図表編

1. p. 77 第 20 問 事業承継施策

改正前	改正後
<p>語群</p> <p>事業引継ぎ支援センター</p> <p>解答</p> <p>④事業引継ぎ支援センター</p>	<p>語群</p> <p>事業<u>承継</u>・引継ぎ支援センター</p> <p>解答</p> <p>④事業<u>承継</u>・引継ぎ支援センター</p>

4. 応用編

1. p.90 第5問 経営革新

改正前	改正後
<p>設問 (設問1)</p> <p>イ 経営革新計画における経営指標には、「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」と「<u>経常利益</u>」の2つがあり、計画年数に応じた目標伸び率を設定する必要があります。</p> <p>エ <u>経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息・新株発行費等）</u>として計算し、年率<u>1%</u>以上の伸び率が必要です。</p> <p>解説 (設問1)</p> <p>「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」と「<u>経常利益</u>」という2つの指標について、経営革新計画の計画年数（3年～5年）に応じた目標伸び率を設定する必要がある。</p>	<p>設問 (設問1)</p> <p>イ 経営革新計画における経営指標には、「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」と「<u>給与支給総額</u>」の2つがあり、計画年数に応じた目標伸び率を設定する必要があります。</p> <p>エ <u>給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当</u>として計算し、年率<u>1.5%</u>以上の伸び率が必要です。</p> <p>解説 (設問1)</p> <p>「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」と「<u>給与支給総額</u>」という2つの指標について、経営革新計画の計画年数（3年～5年）に応じた目標伸び率を設定する必要がある。</p>

5. その他

1. 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症に関する支援策については、経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>) をご参照ください。

以上